



令和7年 年間標語
安全は 働くみんなでつくるもの
働くみんなを守るもの



～2月1日から2月28日の間は

化学物質管理強調月間です～

皆様方には、日ごろより（公社）広島県労働基準協会並びに三原支部の事業活動にご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

三原支部は、1月24日（金曜日）に三原サン・シープラザにおいて、令和6年度第2回幹事会を開催し、引き続き分会・部会実務担当者会議及び研修会を開催しました。

◇三原支部 第2回幹事会を開催◇

三原支部は、来賓に三原労働基準監督署の村上署長、和田安全衛生課長をお迎えし、第2回幹事会を開催しました。

幹事会は、冒頭に支部長である三菱重工業㈱三原製作所の中谷所長より挨拶をいただく予定でしたが、中谷支部長が社用にて出席されませんでしたので、支部長代理として出席いただいた同社人事勤労チームの国只 主席チーム統括の挨拶で開会し、続いて、三原労働基準監督署 村上署長よりご挨拶をいただきました。

村上署長から、まず労働災害発生状況に係る令和6年速報値について、広島労働局管内では休業4日以上の災害件数は△69件、2.2%減少、死亡災害は△8件、33.3%減少を見ている一方で、三原署管内での発生状況は、死亡災害は1件と令和5年の5件から大幅に減少したものの、休業4日以上の災害件数は194件と前年比17件、9.7%増加していること、第14次労働災害防止計画が3年目を迎え、業種に応じた災害防止対策のほか、化学物質による健康障害防止対策等について話され、併せて、今年より2月が化学物質管理強調月間になったと説明をされるとともに、災害防止対策への対応など労働災害防止のために引き続きのご尽力をお願いしたいとの話がありました。

また、本年1月1日より安全衛生に係る報告の一部の電子申請が義務化されたことについて説明されるとともに、最低賃金に関して、令和6年も順次改定が行われ広島県最低賃金が50円引



第2回幹事会の様子

き上げられ、昨年10月1日より時間給1,020円となったことなど、労働基準行政の現状を踏まえたご挨拶いただきました。

お二人のご挨拶ののち、議長を支部長代理の国只様をお願いし、第2回幹事会の議事に入りました。



村上署長あいさつ

最初に、令和6年度の事業概況に関して事務局より報告を行いました。

諸会議として、本部関係会議をはじめ、支部の会員会議、幹事会、専門部会等の開催状況について報告しました。

併せて、諸行事として全国安全週間、全国労働衛生週間の準備期間に実施した説明会の開催状況について報告するとともに、広島市において10年ぶりに開催された全国産業安全衛生大会が約9,100名もの

参加者を得て盛会裏に終わったことを報告しました。

次に、三原支部における講習等の安全衛生教育の受講状況について、令和6年12月末の受講者数が前年同期比22.9%減少していることから、支部として受講勧奨などを行っていく旨の説明を行い、事業概況の報告としました。

事業概況報告に続いて、令和7年度の事業計画について説明を行いました。具体的な内容は別記しているとおりです。

幹事会議題の最後として、令和7年度支部役員、県協会社員総会代議員の選出、県協会理事の推薦等に関して、令和7年度が2年任期の役員改選期に当たり、4月の支部会員会議において支部役員と県協会社員総会代議員の選出及び県協会理事の推薦を行うこととなる旨の説明を行いました。

いずれの議題に関しても、幹事の皆様にご了承いただいたところです。



議長 国只支部長代理

◇分会・部会実務担当者会議及び研修会◇

第2回幹事会に引き続いて、分会・部会実務担当者会議及び研修会を開催しました。

最初に、三原労働基準監督署 和田安全衛生課長に講師をお願いし、「化学物質管理と安全衛生に係る一部報告の電子申請義務化について」をテーマとする安全衛生セミナーを行いました。

セミナーでは最初に、三原署管内の労働災害発生状況について、休業4日以上災害件数が令和6年速報値で194件と対前年比で増加していること、一方、製造業全体について減少しているものの、今後も災害防止のため職場の危険の洗い出しとリスクアセスメントの実施、労働者への安全衛生教育の充実を図り、安全意識の向上に努めていただきたいとの話が行われた後、化学物質管理に関する説明がありました。

化学物質管理については、有機則、特化則などの特別則により有機溶剤、特定化学物質、鉛な

どに対して個別の措置が定められているほか、ラベル表示が義務付けられた化学物質や、SDS交付が義務付けられた化学物質であるリスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う事業場には、リスクアセスメントの実施が義務付けられていること、その実施時期は新しく対象物質を導入する場合、代替として対象物質を取り扱う場合、対象物質を取り扱う作業方法が変更される場合のほか、化学物質の危険有害情報が変更された場合に実施が義務付けられていると説明がありました。



和田安全衛生課長の説明

化学物質管理は、実施したリスクアセスメントの結果に基づき必要な措置を講じ、労働者の化学物質へのばく露を最小限に止めること、厚生労働大臣が濃度基準値を定めている化学物質はその基準以下にすることが定められていますので、まずは、いま使用されている化学物質が対象物質か否か、濃度基準値が設定されているか否かを確認することが第一歩となると話しをされました。

続いて、これらの対象物質を常時取り扱う労働者に関して、2つの健康診断の実施が義務付けられており、1つはリスクアセスメント結果に基づき、関係労働者の意見を聞き必要と認めた場合に実施する安衛則第577条の2第3項に規定する健康診断（第3項健診）、もう1つは濃度基準値が設定された物質に基準値を超えばく露した恐れがある場合に実施する安衛則第577条の2第4項に規定する健康診断（第4項健診）で、第3項健診は医師の意見を踏まえ実施の有無を事業者が判断し、第4項健診は速やかに実施することが必要であること、実施に関しては「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」や「化学物質の自律的な管理における健康診断に関する検討報告書」を参照のうえ実施してくださいと話がありました。

なお、実施した健康診断結果や、リスクアセスメント実施記録の一定期間の保存が義務付けられているとの説明もされました。

その他に皮膚や眼に障害を与える恐れが明らかな化学物質等について、令和6年4月1日より保護衣、保護手袋、保護眼鏡の使用が義務づけられていること、併せてリスクアセスメントの結果に基づき労働者に保護具を着用させる措置で対応する場合において、保護具着用管理責任者の選任が義務化され、保護具着用管理責任者には保護具の適正な選択、適正な使用、保守管理という職務が義務付けられている旨の話がありました。

また、化学物質管理について、化学物質を製造・取り扱う事業場に化学物質管理者の選任が義務付けられ、製造する事業場においては2日間の化学物質管理の講習を修了した者等から選任することとされ、一方、取り扱う事業場の場合は選任は義務化されているも講習の受講は「受けることが望ましい」と通達で示されているのみですが、できれば2日間の化学物質管理の講習を修了された方の選任をお願いしたいと話されました。



安全衛生セミナーの様子

化学物質管理に続き、令和7年1月1日から「労働者死傷病報告」、「安全管理体制の選任報告」、

「定期健康診断結果報告」、「ストレスチェックに係る結果報告書」、「有害な業務に関する健康診断結果報告」、「有機溶剤等健康診断結果報告」、「じん肺健康管理実施状況報告」の7つの電子申請が義務化されたことに関する説明がありました。

原則的は電子申請が義務化ですが、電子申請が難しい事業場については、従来どおり紙媒体でも受理しています。しかし、可能な限り電子申請にトライしていただきたいと話がありました。

この電子申請義務化に伴い「労働者死傷病報告」の様式が一部変更され、「事業の種類」については日本標準産業分類のコード番号を、「被災者の職種」については日本標準職業分類のコード番号を選択して入れるように変更されたため、電子申請が難しく紙媒体での提出の場合にはコード番号の確認に手間取ることも予想されますが、不明な場合は監督署への電話照会や、検索サイトでの「日本標準職業分類」の検索、厚生労働省ホームページの中にもコード番号を確認できますので活用し作成してください。

また、電子申請にあたっては、厚生労働省ポータルサイト「届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を利用して情報を入力し電子申請することが可能ですので、活用して電子申請してくださいとの話がありました。

最後に、説明していただいた内容に関して質疑応答を行ったのち、安全衛生セミナーを終了しました。

安全衛生セミナーの後は、分会・部会実務担当者会議における「討議・報告及び連絡事項」として、分会長及び部会委員の確認、令和7年度各種行事予定について説明を行い、ご確認していただいたところです。

◇ 令和7年度 三原支部関係行事予定(案) ◇

【年間行事予定(案)】

- ・ 4月23日 幹事会、会員会議（三原市中央公民館）
- ・ 5月15日 第1回安全部会（三原市中央公民館(予定)）
- ・ 5月21日 県協会 第1回理事会（リモート会議予定）
- ・ 6月 3日 全国安全週間説明会（竹原 三井金属鉱業(株)竹原製煉所保健会館）
- ・ 6月 5日 全国安全週間説明会（三原 三原市中央公民館(予定)）
- ・ 6月 9日 全国安全週間説明会（河内 河内保健福祉センター）
- ・ 6月17日 県協会 社員総会、第2回理事会（ホテルメルパルク広島）
- ・ 8月 6日 第1回労働衛生部会（三原市中央公民館(予定)）
- ・ 8月21日 ゼロ災運動研究集会（コジマホールディングス西区民文化センター）
- ・ 9月 3日 全国労働衛生週間説明会（竹原 三井金属鉱業(株)竹原製煉所保健会館）
- ・ 9月 5日 全国労働衛生週間説明会（三原 三原市中央公民館(予定)）
- ・ 9月 8日 全国労働衛生週間説明会（河内 河内保健福祉センター）
- ・ 9月10～12日 全国産業安全衛生大会（インテックス大阪、ATC ホール）
- ・ 11月13日 広島県産業安全衛生大会（ふくやま芸術文化ホール リーデンローズ）

- 1月23日 第2回幹事会、分会・部会等実務担当者会議及び研修会
(三原市中央公民館(予定))

※ 上記以外に、9月下旬及び令和8年3月下旬に県協会 理事会が予定されています。また、上記はあくまでも年間行事予定の案です。

【講習支部開催予定】

- 4月17～18日 職長等教育・安全衛生責任者教育（三原サン・シープラザ）
- 9月18～19日 職長等教育・安全衛生責任者教育（三原サン・シープラザ）

◇2月は「化学物質管理強調月間」です◇ 令和6年度 スローガン

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」

令和7年2月1日から2月28日までの1か月間は、「化学物質管理強調月間」となりました。

この「化学物質管理強調月間」は、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的に今年度創設された強化月間で、今後、毎年2月に化学物質管理強調月間が展開されることとなっています。

【実施者（各事業者）の実施事項】

- ア 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- イ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ウ ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - e 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
 - h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
- エ 化学物質管理者の選任状況の確認
- オ 日常の化学物質管理の総点検
- カ 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- キ スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

 - ・ 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

- ・危険知り 管理を徹底化学物資 みんなで守れ安心職場
 - ・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
 - ・化学物資に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検
- ク 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ケ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施
- ※ 令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱が策定されていますので、厚生労働省若しくは中央労働災害防止協会のホームページからダウンロードされ、ご確認ください。

☆第84回(令和7年度)全国産業安全衛生大会 in 大阪・近畿☆

昨年11月に広島市において開催された「全国産業安全衛生大会」が、令和7年度は万国博覧会の開催が予定されている大阪市において下記のとおり開催されますので、広島で開催された大会同様に、多くの方に参加いただきますようご案内申し上げます。

開催期間：令和7年9月10日（水曜日）～
9月12日（金曜日）

会 場：総合集会（9月10日）
インテックス大阪
：分科会（9月11日、12日）
インテックス大阪、ATCホール



◇外国人労働者安全衛生管理セミナーが開催されます◇

外国人労働者を雇用する事業場を対象にし、安全衛生管理のポイントを解説する「外国人労働者安全衛生管理セミナー」が、下記日程で広島市において開催されます。オンラインセミナーも2月12日（水曜日）に開催されます。

- 1 日 時 2月21日(金曜日) 14:00～16:00
- 2 会 場 (公社)広島県労働基準協会 林業ビル8F大教室
(広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル8F)

※ (公社)広島県労働基準協会のホームページにおいて詳細等が確認できます。中央上部「新着情報」内の「お知らせ」をクリック → 「お知らせ」を再度クリック → R6/10/15 掲載の「外国人労働者安全衛生管理セミナー(広島会場)のご案内」の「詳細・お申し込みはこちらをご覧ください」で、セミナーの詳細、リーフレット、申込等についてご確認ください。